

## 一般社団法人日本集団精神療法学会 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本集団精神療法学会（以下「本会」）定款11条の規定に基づき、本会の会費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(年会費)

第2条 会員は、次に定める会費を納入しなければならない。

(1) 正会員 年会費 12,000 円

(2) 賛助会員 年会費 12,000 円

(納付)

第3条 前条に定める会費は、事務局に納付するものとする。

(変更)

第4条 この規程は、理事会および代議員会の決議によって変更することができる。

附則1

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法規の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法規第106条1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

附則2

この会費規程の改正は、2019年度代議員会の決議後から施行する。